

第2 行政評価・監視の結果

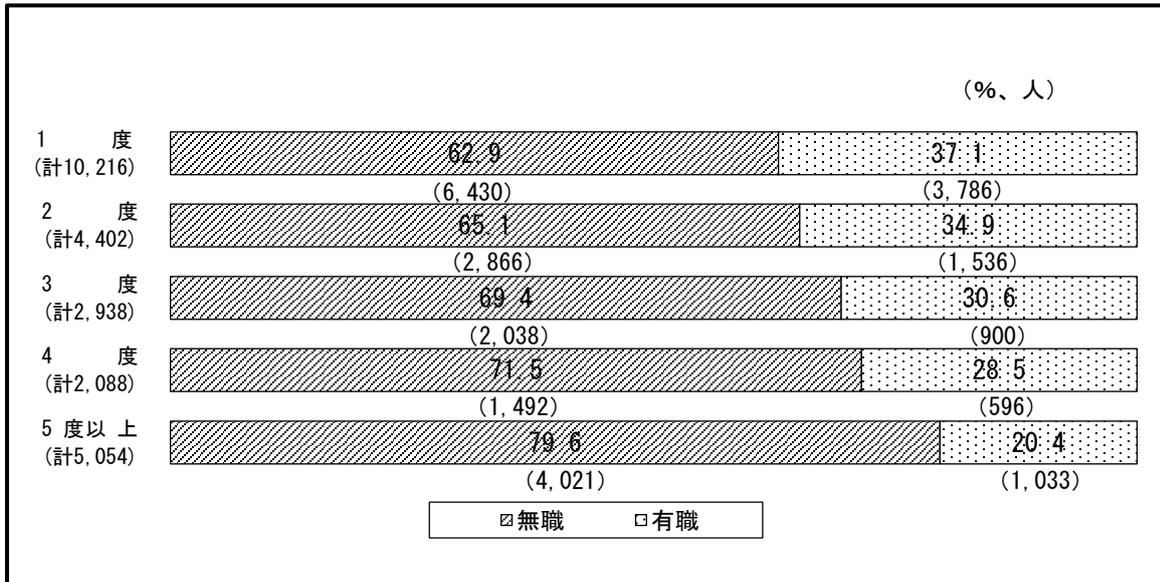
1 刑務所出所者等に対する就労支援の適正かつ効果的な実施

勸告	説明図表番号
<p>刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職であり、また、保護観察対象者の再犯の状況を就労状況別にみると、無職者の再犯率は、有職者の再犯率と比較して約5倍と著しく高い。このように無職者による再犯が顕著な現状からすると、再犯防止のためには就労の確保が極めて重要である。</p>	<p>表1-(1)-① 表1-(1)-②</p>
<p>このため、法務省では、受刑者等に対し、職業訓練、就労支援指導、刑務所出所者等就労支援事業等を実施するなど、各種就労支援を推進している。</p>	<p>表1-(1)-③</p>
<p>また、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定。以下「創造戦略」という。）においても、就労の確保による社会復帰支援の充実策の一つとして、「就労支援の推進」が掲げられている。</p>	<p>表1-(1)-④</p>
<p>(1) 刑務所出所者等就労支援事業の適正かつ効果的な実施</p>	
<p>刑務所出所者等は、非行・犯罪歴があることや対人関係・社会適応能力に問題を抱える者が多いこと等から、就労の確保が常に厳しい状況にある。</p>	
<p>このため、平成18年度から、法務省と厚生労働省が連携して、刑務所出所者等に対し、積極的かつきめ細かな就労支援を行う刑務所出所者等就労支援事業（以下「就労支援事業」という。）が開始されている。</p>	<p>表1-(1)-⑤</p>
<p>就労支援事業では、刑務所及び少年院（以下「刑務所等」という。）並びに保護観察所が、支援を希望する受刑者及び少年院在院者（以下「受刑者等」という。）又は保護観察対象者及び更生緊急保護対象者（以下「保護観察対象者等」という。）のうち、稼働能力・就労意欲等一定の要件を満たした者を支援対象者又は準支援対象者（以下「支援対象者等」という。）に選定し、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に対し、就労支援の協力依頼を行うこととされている。</p>	
<p>就労支援事業により毎年2,000人程度が就労に至っている。しかし、保護観察対象者のうち、毎年9,000人程度は無職の状態で保護観察を終了していることなどから、依然として刑務所出所者等の就労の確保は厳しい状況にある。</p>	<p>表1-(1)-⑥ 表1-(1)-⑦</p>
<p>ア 受刑者等である支援対象者等に対する就労支援の推進</p>	
<p>受刑者等である支援対象者等について、安定所は、原則として、刑務所等を訪問して、支援対象者等の求職の申込みを受けるとともに、希望を十分に聴取した上で、職業相談・職業紹介を行うこととされている。特に、受刑者等の中には、就職活動の方法を知らない者や、就労の意義と必要性を実感できていない者なども多いことから、きめ細かな支援が必要とされている（「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」（平成18年3月31日付け職発0331010号厚生労働省職業安定局長通知。以下「実施要領」という。))。</p>	<p>表1-(1)-ア-①</p>
<p>安定所が支援対象者等に対して職業紹介を行うまでの流れは、おおむね次のとおりである。</p>	
<p>① 支援対象者等から求職の申込みを受理し、求職登録 ② 職業相談を行い、支援対象者等の能力と適性に応じた求人情報を提供 ③ 支援対象者等が提供された求人情報の中から採用面接を希望 ④ 求人者（事業者）に支援対象者等の採用面接の可否等を確認</p>	

<p>⑤ 職業紹介</p> <p>平成 22 年度から 24 年度までの就労支援事業の支援対象者等のうち、受刑者等の就職状況をみると、入所・入院中に就職が決定した者は毎年 100～150 人前後であり、支援対象者等（約 3,000 人）の僅か 3～5%程度にすぎない。</p> <p>このような状況から、受刑者等である支援対象者等に対しては、よりきめ細かな支援が必要と考えられる。</p> <p>しかし、今回、20 刑務所等及び 22 安定所における就労支援事業の実施状況を調査した結果、次のとおり、刑務所等と安定所の連携が不十分であることなどから、就労支援が適切に行われていない状況がみられた。</p> <p>① 刑務所と安定所の連携が不十分なため、支援対象者等の 9 割近くについて求職登録や職業相談を行っていないもの（1 刑務所・1 安定所）</p> <p>② 刑務所等と安定所の連携が不十分なため、刑務所等からの就労支援の協力依頼の内容について相互に認識が異なり、安定所が職業紹介までは依頼されていないと思ひ、職業紹介を行っていないもの（1 刑務所・1 安定所、1 少年院・1 安定所）</p> <p>③ 少年院が就労支援事業の仕組みを誤認していたため、支援対象者等に求人情報を提供するだけで、職業紹介の意向確認を行っていないもの（1 少年院）</p>	<p>表 1-(1)-⑥ (再掲)</p> <p>表 1-(1)-ア-②</p> <p>表 1-(1)-ア-③</p> <p>表 1-(1)-ア-④</p>
<p>イ 保護観察対象者等である支援対象者等に対する就労支援の推進</p> <p>保護観察は、保護観察所が、保護観察対象者に対して、指導監督や就職の援助などの補導援護を行うことにより実施される（更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 49 条第 1 項）。</p> <p>実施要領では、保護観察対象者等である支援対象者等について、安定所は、保護観察所と連携しながら、職場体験講習、セミナー・事業所見学会、トライアル雇用などの就労支援メニューを活用し、求人開拓から就職に至る一貫した就職支援を行うこととされ、支援対象者等の支援メニューの取組状況に問題が生じた場合、安定所は保護観察所に連絡し、問題の協議及び解決を図ることとされている。</p> <p>また、支援対象者等が、保護観察期間を満了しても自立が困難な場合、保護観察所は、更生緊急保護（注）を適用して保護を継続することができる。</p> <p>さらに、実施要領では、支援対象者等の支援期間が保護観察期間の満了日を超える場合には、安定所は、当該支援対象者等の保護観察期間の満了日までに、保護観察所に支援期間の満了日まで更生緊急保護を適用するよう依頼することとされており、保護観察所が、支援対象者等に更生緊急保護を支援期間の満了日まで適用した場合、支援は支援期間の満了日まで継続される。</p> <p>（注） 更生緊急保護とは、保護観察所が、保護観察期間満了者や満期釈放者等の申出に基づき、緊急に、宿泊場所や金品の供与等を行うものである（更生保護法第 85 条第 1 項）。</p> <p>今回、20 保護観察所及び 20 安定所における就労支援事業の実施状況を調査した結果、次のとおり、保護観察所と安定所の連携が不十分であることなどから、就労支援が適切に行われていない状況がみられた。</p>	<p>表 1-(1)-イ-①</p> <p>表 1-(1)-イ-②</p> <p>表 1-(1)-イ-① (再掲)</p> <p>表 1-(1)-イ-② (再掲)</p>

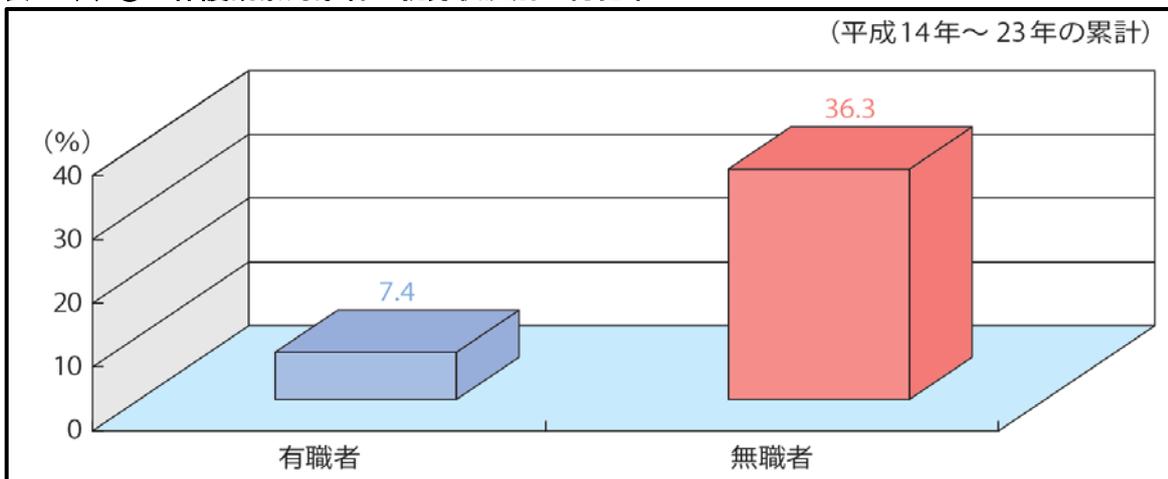
<p>① 安定所が行う保護観察対象者等への就労支援は、支援対象者等の安定所への来所があって初めて可能となる。しかし、支援対象者等が来所していない場合の対応について実施要領に明示されていないことから、その状況等を安定所が保護観察所に連絡しておらず、保護観察所が支援対象者等に対し必要な指導等を行うこともなく、来所しないまま就労支援が終了しているものがみられた（5保護観察所・5安定所、7人）。</p> <p>なお、7人のうち5人は、i）再犯（1人）、ii）無職のまま、又は定職に就くことができずに保護観察期間等を満了（3人）、iii）生活保護を受給（1人）となっている。</p>	表 1-(1)-イ-③
<p>一方で、保護観察所と安定所が連携して、支援対象者等に安定所への来所を促す独自の取組を行っているものもみられた（1保護観察所・1安定所）。</p>	表 1-(1)-イ-④
<p>② 就労意欲の高い支援対象者等に対して、保護観察期間が満了することから、保護観察所が更生緊急保護を適用し保護を継続したが、その旨を安定所に連絡する仕組みがないため、連絡しておらず、また、安定所が保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていないことから、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満了とともに終了しているものがみられた（3保護観察所・3安定所、3人）。</p> <p>なお、3人のうち1人は、その後、定職に就くことができずに更生緊急保護期間を満了している。</p>	表 1-(1)-イ-⑤
<p>③ 保護観察所が安定所に、支援対象者等が自己開拓等により既に就労先を確保した旨を連絡していなかったため、安定所が必要のない求人情報を支援対象者等へ送付し続けているものがみられた（1保護観察所・1安定所）。</p>	表 1-(1)-イ-⑥
<p>【所見】</p> <p>したがって、法務省及び厚生労働省は、就労支援事業を適正かつ効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 刑務所等と安定所は、相互の連携を十分に図り、実施要領に則して、就労支援事業を適切かつ確実に実施すること。</p> <p>② 保護観察所と安定所は、実施要領等において、支援対象者等に関する相互の連絡・報告のルールに係る所要の規定の整備・充実を行うことにより、連携の強化を図り、就労支援事業を適切かつ確実に実施すること。</p>	

表 1-(1)-① 平成 24 年における入所受刑者の入所度数別の就労状況



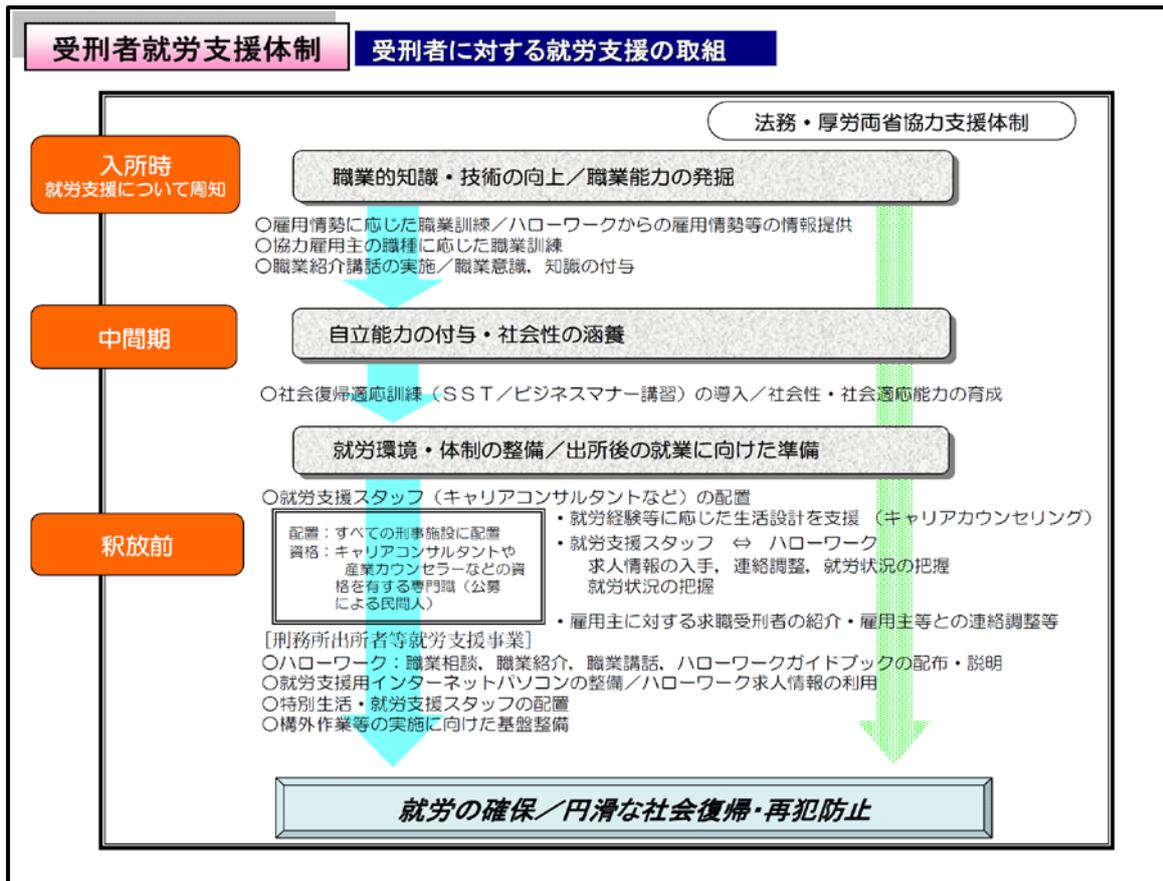
- (注) 1 法務省の資料を基に当省が作成した。
 2 就労状況は犯行時のものである。
 3 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者は除いている。
 4 () 内は、実人員である。

表 1-(1)-② 保護観察対象者の就労状況別の再犯率



- (注) 1 法務省の資料による。
 2 「有職者」及び「無職者」は、定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を除いている。
 3 有職者の「再犯率」7.4%は、平成 14 年から 23 年までの保護観察対象者のうち有職の者 (33 万 9,299 人) に対する保護処分取消し、刑執行猶予取消し及び戻し収容となった者並びに身柄拘束のまま保護観察が終了となった者 (2 万 5,089 人) の割合である。
 4 無職者の「再犯率」36.3%は、平成 14 年から 23 年までの保護観察対象者のうち無職の者 (9 万 9,243 人) に対する保護処分取消し、刑執行猶予取消し及び戻し収容となった者並びに身柄拘束のまま保護観察が終了となった者 (3 万 5,985 人) の割合である。
 5 平成 14 年から 23 年までの保護観察対象者は、職業不詳の者及び交通短期保護観察の者 (非行性が余り進んでおらず、交通事故による保護観察処分を付された少年) は除いている。

表 1-(1)-③ 刑務所における受刑者に対する各種就労支援の概要



(注) 1 法務省の資料を基に当省が作成した。

2 SST (Social Skills Training) とは、対人行動能力を向上させるための認知行動療法の一つである。

表 1-(1)-④ 「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）（抜粋）

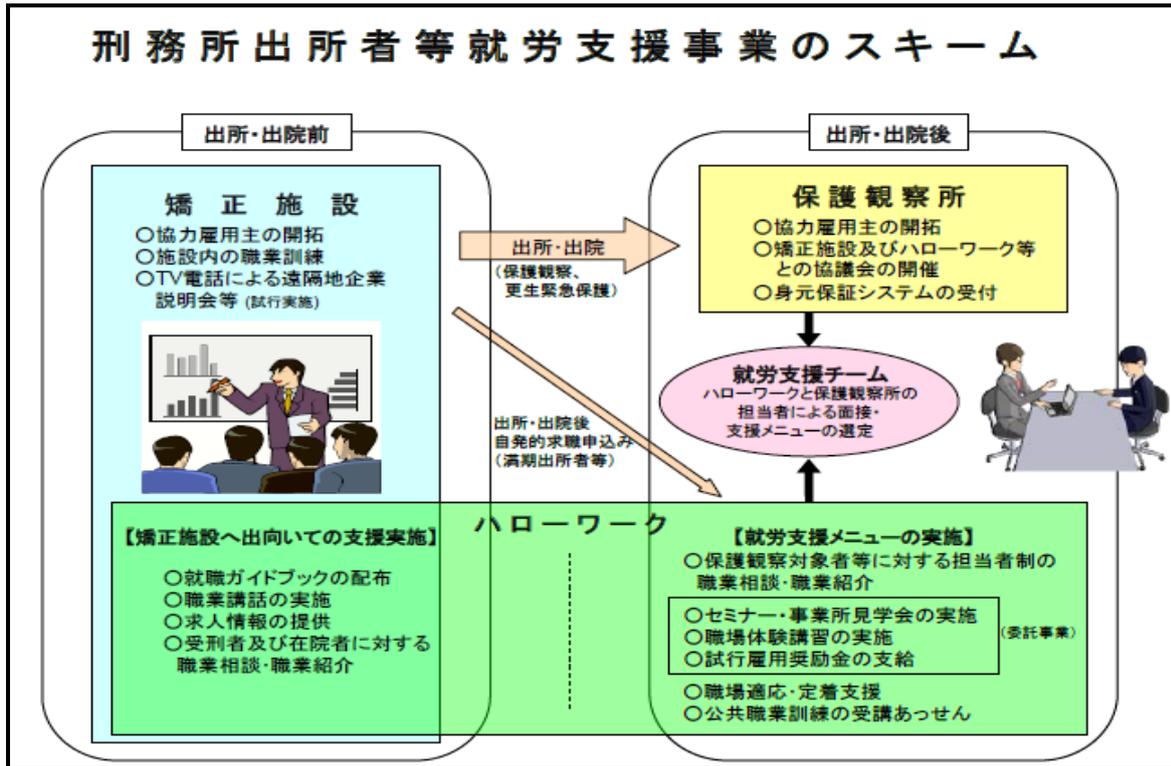
3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

(2) 協力雇用主、更生保護施設等への支援強化を含む住居と就労の確保による社会復帰支援の充実

② 就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

表 1-(1)-⑤ 刑務所出所者等就労支援事業の概要



(注) 法務省の資料による。

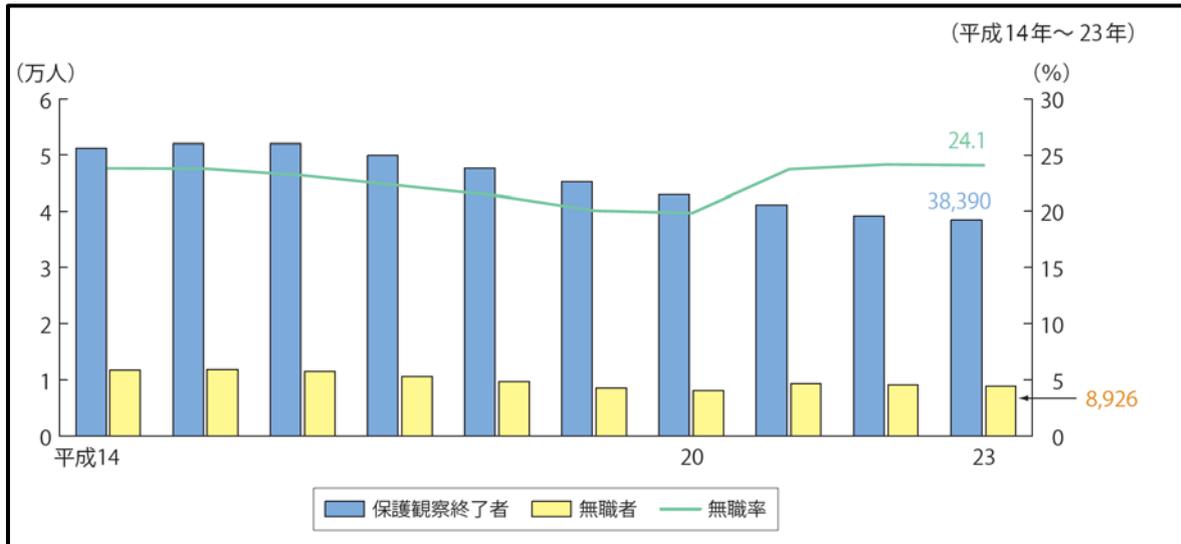
表 1-(1)-⑥ 平成 22 年度から 24 年度までの就労支援事業の支援対象者等及び就職者の推移

(単位：人)

	平成 22 年度		23 年度		24 年度	
	対象者数	就職者数	対象者数	就職者数	対象者数	就職者数
受刑者等	3,020	162	3,362	147	2,861	81
支援対象者	2,094	153	2,261	135	2,199	75
準支援対象者	926	9	1,101	12	662	6
うち受刑者	2,477	135	2,817	117	2,241	39
支援対象者	1,718	131	1,884	113	1,776	36
準支援対象者	759	4	933	4	465	3
うち少年院在院者	543	27	545	30	620	42
支援対象者	376	22	377	22	423	39
準支援対象者	167	5	168	8	197	3
保護観察対象者等	3,374	1,565	3,561	1,747	4,434	1,977
支援対象者	2,184	1,065	2,411	1,177	2,822	1,198
準支援対象者	1,190	500	1,150	570	1,612	779
合計	6,394	1,727	6,923	1,894	7,295	2,058
支援対象者	4,278	1,218	4,672	1,312	5,021	1,273
準支援対象者	2,116	509	2,251	582	2,274	785

(注) 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

表 1-(1)-⑦ 保護観察終了者の人数、そのうち無職者数及び無職率の推移



- (注) 1 法務省の資料による。
 2 「無職者」は、定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を除いたものである。
 3 「無職率」は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める無職者の比率である。

表 1-(1)-ア-① 「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」(平成 18 年 3 月 31 日付け職発 0331010 号厚生労働省職業安定局長通知)における受刑者等である支援対象者等に対する就労支援に関する規定(抜粋)

1 趣旨及び目的

刑務所出所者等(刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。)に収容されている懲役受刑者、禁錮受刑者及び少年院に収容されている在院者(以下「受刑者等」という。))並びに更生保護法第48条又は売春防止法第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更生緊急保護の対象者(以下「保護観察対象者等」という。)をいう。以下同じ。)の就労の確保は、その改善更生を図り、再犯を防止する上で極めて重要である。

このため、公共職業安定所(以下「安定所」という。)は、刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設(刑事施設及び少年院をいう。以下同じ。)・更生保護機関(保護観察所及び更生保護法人をいう。以下同じ。)と連携して、以下のとおり、刑務所出所者等就労支援事業(以下「支援事業」という。)を実施する。

2 支援事業の概要

安定所の長(以下「安定所長」という。)は、刑務所出所者等の就労支援について、矯正施設の長又は保護観察所の長(以下「保護観察所長」という。)から協力依頼がなされた場合には、次のとおり支援事業を行うものとする。

(1) 受刑者等である支援事業の対象者(以下「支援対象者」という。)及び「支援対象者」に準じた支援事業の対象者(以下「準支援対象者」という。)(以下両者を「支援対象者等」と総称する。)については、矯正施設の職員と連携を図りつつ、矯正施設における職業相談、職業紹介、職業講話、求人・雇用情報の提供等の支援を行うこと。

(2) (略)

3 支援対象者等の範囲

支援対象者等の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 受刑者等である「支援対象者」の範囲

受刑者等である「支援対象者」は、釈放又は出院予定日からおおむね3月以内の受刑者等であって、次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、安定所との連携による支援事業の活用により就労の確保が期待できる者として矯正施設の長が選定し、安定所長へ就労支援の協力依頼を行った者とする。なお、少年院に収容されている在院者については、職業相談に一定の時間を要する場合が多いことから、職業意識の形成が一定程度進んできている段階にある者であれば、出院時期による制限については弾力的な運用を行って差し支えないこととする。

また、下記ア及びイの評価に当たっては、その就労を促進するという観点から見たとき、一般求職者の評価基準を単純に当てはめることは必ずしも適当でないことから、受刑者等の特性を十分理解した上で特別な配慮をもってこれを行うとともに、矯正施設と安定所の双方が、本人に対する面接等の中で就労意欲の喚起の働きかけを積極的に行うこととする。

ア 稼働能力を有すること。

具体的には、身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にある者は対象となるが、本人から疾病や障害のため就労が困難であるとの申立てがある者、矯正施設の長が健康状態の回復に努めるべき者と判断した者等は対象とならない。

イ 就労意欲を有すること。

なお、「支援対象者」の候補となる者が多数いる場合には、矯正施設の長が就労意欲が高いと判断した者を優先的に「支援対象者」とすること。

ウ 支援事業への参加を希望していること。

なお、矯正施設の長が安定所長に協力依頼を行う段階では、支援事業への本人の希望状況を各支援メニューごとに確認することまで求められているものではなく、本人が下記8(1)イ(イ)の安定所による職業相談・職業紹介の実施を希望していることの確認で足りるものとし、「支援対象者」に対して実施する支援メニューの具体的内容は、本人の希望を十

分踏まえつつ決定することとなる。

エ 求人者に対する犯罪等の前歴及び矯正施設に収容されている事実についての情報の開示に同意していること。ただし、未成年者にあつては、本人及び保護者が同意している場合に限ること。

(2) 受刑者等である「準支援対象者」の範囲

受刑者等である「準支援対象者」は、上記(1)に示す受刑者等である「支援対象者」の要件のうち、ア～ウのいずれにも該当するものの、エ（前歴等情報の開示の同意）に該当しない者とする。

なお、「準支援対象者」として支援を開始した後に、前歴等の情報開示に係る本人（未成年者にあつては本人及び保護者）の同意が得られれば、「支援対象者」に切り替えて支援を行うことができるものとし、また逆に「支援対象者」を「準支援対象者」に切り替えて支援を行うこともできるものとする。ただし、前歴等の情報開示に同意できる者等を、安易に「準支援対象者」とすることのないようにするものとし、矯正施設からの就労支援の協力依頼を受ける際には、「準支援対象者」とすることに関する確認及び調整を行うものとする。

(3)～(5) (略)

4 支援事業の実施体制

(1) 協議会等の設置

ア 各都道府県に、矯正施設の長、保護観察所長、都道府県労働局職業安定部長、矯正施設又は保護観察所の所在地を管轄する安定所長等から構成される都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する（別添1（都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会設置要領）参照）。

協議会は、関係機関の連携を図り、支援事業の年間実施計画の策定、実施手順の調整等を行う。

イ 協議会の下部組織として、必要に応じ、更生保護機関の所在地を管轄する安定所に、安定所の職員及び更生保護機関の職員から構成される刑務所出所者等就労支援事業連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する（別添2（刑務所出所者等就労支援事業連絡会設置要領）参照）。

連絡会では、更生保護機関と安定所との具体的連携方策の検討、事業の実施状況等についての情報交換等を行う。

(2) 責任者の設置

矯正施設又は更生保護機関の所在地を管轄する各安定所に、当該安定所の職員のうちから支援事業の担当責任者（以下「責任者」という。）を設置する。

責任者は、就労支援チームの構成員として支援メニューの選定等を行うほか、当該安定所内における支援事業の実施状況を把握し、支援事業の円滑な実施を図る。

(3) ナビゲーターの設置

矯正施設又は更生保護機関の所在地を管轄する安定所に、「支援対象者」の職場適応・定着を支援する就職支援ナビゲーター（就労支援分）（以下「ナビゲーター」という。）を設置する（別添3（就職支援ナビゲーター（就労支援分）設置要領）参照）。ただし、ナビゲーターの設置は、予算配賦の範囲内で行う。

ナビゲーターは、更生保護機関と連携を図りつつ、「支援対象者」が就職後早期に職場に適応・定着できるように支援するとともに、矯正施設とも連携を図りつつ、協力雇用主を対象とした求人の開拓並びにトライアル雇用主及び職場体験講習委託事業主の開拓等を行う。また、就労支援チームの構成員として、「支援対象者」との面接、及び矯正施設又は更生保護機関との連絡調整、矯正施設又は更生保護機関からの質疑対応等を行う。

(4)・(5) (略)

5 支援期間

支援事業を行う期間（以下「支援期間」という。）は、下記6に該当する場合を除き、次の期間とする。

(1) 受刑者等である支援対象者等に対する支援期間

受刑者等である支援対象者等に対する支援期間は、下記8(1)アの支援事業の協力依頼のあった日から矯正施設から釈放又は出院するまでの期間とする。

(2)・(3) (略)

6・7 (略)

8 支援事業の協力依頼及び内容

支援事業は、支援対象者等の生活環境、本人の希望、能力、適性等を勘案し、責任者が中心となって、以下の要領で行う。

(1) 受刑者等に対する支援の協力依頼及び内容

ア 支援事業の協力依頼

釈放又は出院予定の受刑者等に対する就労支援の協力依頼は、矯正施設の長から、「支援対象者」の場合であっても「準支援対象者」の場合であっても、矯正施設の所在地を管轄する安定所（以下「矯正施設所在地安定所」という。）の長に対して行われる。

当該協力依頼は、矯正施設の職員から、就労支援の協力依頼書及び連絡票が担当安定所の責任者に送付されることによって行われることとなるが、具体的な手順は以下のとおり。

(7) 矯正施設の職員から、「就労支援協力依頼書」（別添5）及び「支援対象者総括票」（別添6）からなる連絡票が矯正施設所在地安定所の責任者に送付される。

なお、支援対象者等が下記イ(4)のうちの「職業相談・職業紹介」を希望する場合には、個人情報の提供について支援対象者等の同意を得た上、当該支援対象者等に係る個人票A（別添7）も併せて送付される。

この場合、個人票Aの「就職についての希望欄」は可能な範囲で記入するものとして差し支えなく、また個人票Aの1枚目については求職申込書そのものへの記入に代えることとして差し支えない。

なお、下記イ(7)の「職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布」のみを安定所長に依頼する場合は、本人を「支援対象者」「準支援対象者」として位置づけず、「就労支援協力依頼書」等による正式な依頼手続きではなく、任意の簡素な方法によることとする。

また、下記イ(4)のうちの「求人情報の提供」のみを安定所長に依頼する場合においても同様に、「支援対象者」「準支援対象者」として位置づけず、本人を特定できる氏名又はイニシャル等と、求人検索に必要となる希望条件等の項目を伝える任意の簡素な方法によることとする。

(4) 受刑者等である「準支援対象者」については、本人が職業相談・職業紹介を希望した場合、「支援対象者総括票」の刑名刑期（保護処分名）欄及び「支援対象者個人票A」の備考欄に「前歴等非開示希望」と記載する。

(7) 上記(7)の連絡票が送付された後、安定所の責任者は、矯正施設の職員と、電話等を利用して、希望就労支援内容、実施時期、支援対象者等についての情報交換を行うとともに、連絡票については、「支援対象者」と「準支援対象者」を別々に管理・保管する。

なお、連絡票の送付時期については、協議会において事前に調整する。

イ 受刑者等である支援対象者等に対する支援の方法及び内容

(7) 職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布

安定所の職員は、矯正施設を訪問し、支援対象者等に対して、職業講話を実施するとともに、釈放又は出院後の就職活動を容易にするための求職活動ガイドブックを配布する。

なお、職業意識や就労意欲が、求職活動を遂行できる程度までに形成されておらず、支援対象者等に該当しない受刑者等に対しても、それらの者の職業意識や就労意欲を喚起するため、職業講話を実施し、又は求職活動ガイドブックを配布して差し支えないものとする。

(4) 職業相談・職業紹介の実施及び求人情報の提供

安定所の職員は、原則として、矯正施設を訪問し、支援対象者等の求職申込みを受けるとともに、当該支援対象者等の希望を十分に聴取した上で、釈放又は出院後の円滑な就職のための職業相談・職業紹介を行う。具体的には、釈放又は出院予定の受刑者等の中には、就労経験が乏しいことなどにより適切な就職活動の方法を知らない、就労の意義と必要性が実感できていない、耐性が乏しい、自己評価が適切にできない等の問題を抱え、就職が困難な状況にある者も多いことから、下記 i から x までの事項を中心に、個人ごとによりきめ細かく実施することにより、効果的な就労支援を行う。

求人情報の提供に当たっては、単に表面的な希望条件に合致する求人を検索して提供するのではなく、綿密な職業相談を行う中で、本人がその求人に直接応募できる程度までに、本人の能力と適性に応じた適格な求人を絞り込んでそれを提供する。具体的には、矯正施設所在地安定所が、ハローワークシステムによって検索した情報や、就職活動地安定所に照会して把握した情報を支援対象者等に対して提供する方法を原則とし、また、矯正施設と矯正施設所在地安定所の合意のもとに、矯正施設が就職活動地安定所に直接照会して把握した情報を支援対象者等に対して提供する方法も可能とする。

また、紹介する求人については、支援対象者等の希望、能力、適性等を考慮し、常用雇用のみではなく、パート雇用も含め自立を促進することができる職業を幅広く選定する。

- i 求人状況及び雇用情勢の説明
- ii 個人票に基づく支援対象者等の状況の再確認
- iii 釈放又は出院後における安定所の活用方法の説明
- iv 求職活動に当たっての心構えの確立や不安の解消
 - ・ 労働の意義の理解
 - ・ 自己の能力の把握
- v 就職にかかる希望・ニーズ（業種、雇用形態、就労時期等）の詳細な把握
- vi これまでのキャリアの棚卸しの支援
- vii 履歴書・職務経歴書の作成指導
- viii 求人情報の提供
- ix 支援対象者等のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定の支援
- x 「支援対象者」に対するインターネットテレビ電話を活用した遠隔地企業説明会及び遠隔地面接会の実施

なお、インターネットテレビ電話を活用した遠隔地企業説明会等の実施については、「釈放予定の受刑者に対する遠隔地企業説明会及び遠隔地面接会の試行実施要領」（別添12）による。

(ウ) トライアル雇用の活用

受刑者等のうち「支援対象者」であって、釈放・出院後に、直ちに常用雇用による就職は困難であり、その職業経験、技術、知識等から判断して、就職の実現には一定期間のトライアル雇用を経ることが適当である者に対しては、平成 18 年 3 月 31 日付け職発第 0331039 号「刑務所出所者等就労支援事業（委託事業）の実施について」別添 2 「刑務所出所者等就労支援事業に係るトライアル雇用事業実施要領」（以下「トライアル雇用事業実施要領」という。）により、トライアル雇用を活用する。

ウ 安定所の職員から矯正施設の職員への連絡及び適切なフォローアップ

当該支援対象者等に係る事業を終了する場合、安定所の職員は、「就労支援終了報告書」（別添 8）により、矯正施設の職員に対して終了の報告をする。

なお、就労支援終了報告書の送付時期については、協議会において事前に調整する。

当該支援対象者等の取組状況に問題が生じた場合、責任者は、矯正施設の職員と連携し、問題を解決する。

支援対象者等の応募が不調に終わった場合には、その原因を分析し、職業相談を行うなど適切なフォローアップを行う。

エ 釈放又は出院後のフォローアップ

(ア) 支援の引継ぎ

就労支援を希望する受刑者等のうち、釈放又は出院後において安定所による支援(釈放又は出院前に就職が決定した支援対象者等に対する釈放又は出院後の職場適応・定着支援を含む。)を希望する者については、次によって関係機関相互での確な引き継ぎを行うものとする。

① (略)

② 矯正施設から保護観察所への連絡

受刑者等が支援対象者等として安定所に職業相談・職業紹介の実施を依頼した場合及びその者の就職が内定等した場合には、矯正施設から当該矯正施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び当該者の生活環境の調整を実施している保護観察所へ連絡されることとなっている。このとき、8(1)イ(ウ)によりトライアル雇用を活用して就職が内定等した場合の連絡については遺漏のないよう特に留意して行うこととなる。

また、支援対象者等である受刑者等のうち仮釈放又は仮退院を許す旨の決定を受けた者は、矯正施設から当該者の生活環境の調整を実施する保護観察所に対して、矯正施設が本人に対して行った就労支援の状況についての情報が連絡されることとなっている。

一方、受刑者等のうち満期出所又は満期退院の者は、保護観察の対象とはならないが、任意の保護観察所に出頭して保護を申し出ることによって更生緊急保護の対象となった者であって、そのうち就労支援を希望する者については、釈放又は退院時に本人に交付された保護カードを活用するなどして当該保護観察所と矯正施設の間で、本人に対する就労支援の状況についての情報が連絡されることとなっている。

なお、保護観察所は、就労支援を希望する保護観察対象者等について、矯正施設において既に協力依頼が行われているか否か、あるいは矯正施設から以上のような連絡があったか否かにかかわらず、改めて協力依頼の手続きを行うこととなる。

(イ) (略)

オ (略)

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表1-(1)-ア-② 刑務所と安定所の連携が不十分なため、支援対象者等の9割近くについて求職登録や職業相談を行っていない例

調査対象機関名	内 容																		
広島刑務所、広島公共職業安定所	<p>広島公共職業安定所は、広島刑務所から、表1のとおり、平成22年度から24年度までの3年間で229人の就労支援の協力依頼を受けたが、刑務所と安定所の連携が不十分なため、このうち198人(86.5%)の者に対して、職業相談(求職登録を含む。入所中の支援対象者等に面談形式で実施)を実施していなかった。</p>																		
	<p>表1 広島公共職業安定所における支援対象者等に対する就労支援の実施状況 (単位：人、%)</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島刑務所から協力依頼を受けた支援対象者等の数①</td> <td>56</td> <td>77</td> <td>96</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>うち広島公共職業安定所が職業相談を行わなかった者②</td> <td>48 (85.7)</td> <td>66 (85.7)</td> <td>84 (87.5)</td> <td>198 (86.5)</td> </tr> </tbody> </table>					平成22年度	23年度	24年度	合計	広島刑務所から協力依頼を受けた支援対象者等の数①	56	77	96	229	うち広島公共職業安定所が職業相談を行わなかった者②	48 (85.7)	66 (85.7)	84 (87.5)	198 (86.5)
	平成22年度	23年度	24年度	合計															
広島刑務所から協力依頼を受けた支援対象者等の数①	56	77	96	229															
うち広島公共職業安定所が職業相談を行わなかった者②	48 (85.7)	66 (85.7)	84 (87.5)	198 (86.5)															
	<p>(注) ()内は、①に占める②の割合である。</p>																		
	<p>以上の点について、広島公共職業安定所では、i) 就労支援体制を超えた支援対象者等の協力依頼があるなど対応が困難であること、ii) 就労支援事業の年間計画(注)の中で、職業相談を年間24回(月2回ペース)行うこととしているものの、広島刑務所が設定した職業相談は月1回となっていたこと等を理由としている。</p>																		
	<p>一方、広島刑務所では、i) 就労支援の希望は、前向きな意向を示すものであるため、刑務所内の所定の選定手続を経て支援対象者を選定し、広島公共職業安定所へ就労支援の協力依頼を行ってきており、安定所の支援体制までは特に考慮していなかった、ii) 職業相談を年間24回(月2回ペース)行うこととしているものの、広島公共職業安定所の職業相談は、月1回しか対応してもらえないと聞いていたことから、実際の設定回数は、表2のとおり、計画回数の半分以下という結果となったとしている。なお、同刑務所は、職業相談の実施日を制約していたのではなく、広島公共職業安定所から要請があれば、必要な実施日を設定することは可能であるとしている。</p>																		
	<p>表2 広島刑務所における支援対象者等に対する職業相談の設定状況 (単位：回)</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画回数</th> <th>設定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>24</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>24</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>24</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>					計画回数	設定回数	平成22年度	24	8	23年度	24	11	24年度	24	11			
	計画回数	設定回数																	
平成22年度	24	8																	
23年度	24	11																	
24年度	24	11																	
	<p>このように、本事例については、刑務所と公共職業安定所間の連携不足から、結果的に、就労支援が不十分な状況となっていた。</p>																		
	<p>(注) 刑務所長、公共職業安定所長等を構成員とする都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会を通じ、年間対象者数等について定めることとされている計画(実施要領4(1)ア)</p>																		

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-ア-③ 刑務所等と安定所の連携が不十分なため、刑務所等からの就労支援の協力依頼の内容について相互に認識が異なり、安定所が職業紹介までは依頼されていないと思い、職業紹介を行っていない例

調査対象機関名	内 容
府中刑務所、府中公共職業安定所	<p>府中刑務所は、府中公共職業安定所に就労支援の協力依頼を行うに当たり、依頼する就労支援内容を「求人情報の提供」として依頼した場合には、職業紹介まで含まれていると認識していた。これに対し、府中公共職業安定所では、「求人情報の提供」は求人票の提供を意味し、職業紹介まで含まれておらず、改めて依頼がない限り職業紹介は行わないという認識でいた。</p> <p>この結果、府中公共職業安定所は職業紹介を実施していなかった。</p>
多摩少年院、八王子公共職業安定所	<p>多摩少年院は、八王子公共職業安定所に就労支援の協力依頼を行うに当たり、依頼する就労支援内容を「職業相談」として依頼した場合には、職業紹介まで含まれていると認識していた。これに対し、八王子公共職業安定所では、「職業相談」には、職業紹介まで含まれておらず、改めて依頼がない限り職業紹介は行わないという認識でいた。</p> <p>この結果、八王子公共職業安定所は職業紹介を実施していなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-ア-④ 少年院が就労支援事業の仕組みを誤認していたため、支援対象者等に求人情報を提供するだけで、職業紹介の意向を確認していない例

調査対象機関名	内 容
広島少年院	<p>刑務所等において就労支援事業の支援対象者等に選定された者は、入所・入院中に職業相談等の就労支援が行われるが、当該支援対象者等が仮出所又は仮出院した後は、改めて本人の希望に基づき保護観察所が支援対象者等として選定し直し安定所と連携して就労支援を行うこととされている。</p> <p>しかし、広島少年院は、支援対象者等が仮退院した後もそのまま就労支援事業の支援対象者等として継続され、安定所から職業紹介を受けて事業者と面談を行うのは出院後であると誤認していたことから、広島西条公共職業安定所から求人情報を受理しても、支援対象者等に出院後の参考情報として提供するにとどめ、関心のある求人の有無や職業紹介の意向確認を本人に行っておらず、同安定所に職業紹介の依頼も行っていなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-① 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）における保護観察及び更生緊急保護の実施に関する規定（抜粋）

<p>(保護観察の実施方法)</p> <p>第 49 条 <u>保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第 57 条に規定する指導監督及び第 58 条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(特別遵守事項)</p> <p>第 51 条 <u>保護観察対象者は、一般遵守事項のほか、遵守すべき特別の事項（以下「特別遵守事項」という。）が定められたときは、これを遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第 72 条第 1 項、刑法第 26 条の 2 及び第 29 条第 1 項並びに少年法第 26 条の 4 第 1 項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。</u></p> <p>三～六 (略)</p> <p>(指導監督の方法)</p> <p>第 57 条 <u>保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとする。</u></p> <p>一 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。</p> <p>二 <u>保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。</u></p> <p>三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補導援護の方法)</p> <p>第 58 条 <u>保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>職業を補導し、及び就職を助けること。</u></p> <p>四～七 (略)</p> <p>(更生緊急保護)</p> <p>第 85 条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。</p> <p>一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者</p> <p>二～八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれ</p>
--

た後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲内において、これを行うことができる。

5・6 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-イ-② 「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」における保護観察対象者等である支援対象者等に対する就労支援に関する規定(抜粋)

1 (略)

2 支援事業の概要

安定所の長(以下「安定所長」という。)は、刑務所出所者等の就労支援について、矯正施設の長又は保護観察所の長(以下「保護観察所長」という。)から協力依頼がなされた場合には、次のとおり支援事業を行うものとする。

(1) (略)

(2) 保護観察対象者等である支援対象者等については、更生保護機関の職員と連携を図りつつ、個別の面接を行う等により、適切な支援メニューを選定し、選定された支援メニューに基づき、就労支援を行うこと。

3 支援対象者等の範囲

支援対象者等の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 保護観察対象者等である「支援対象者」の範囲

保護観察対象者等である「支援対象者」の範囲は、次のアからオまでのいずれにも該当し、かつ、安定所との連携による支援事業の活用により就労の確保が期待できる者として保護観察所長が選定し、安定所長へ就労支援の協力依頼を行った者とする。

なお、下記ア及びイの評価に当たっては、その就労を促進するという観点から見たとき、一般求職者の評価基準を単純に当てはめることは必ずしも適当でないことから、保護観察対象者等の特性を十分理解した上で、特別な配慮をもってこれを行うこととするとともに、保護観察所と安定所の双方が、本人に対する面接等の中で就労意欲の喚起の働きかけを積極的に行うこととする。

ア 稼働能力を有すること。

具体的には、身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にある者は対象となるが、本人から疾病や障害のため就労が困難であるとの申立てがある者、保護観察所長が健康状態の回復に努めるべき者と判断した者等は対象とならない。

イ 就労意欲を有すること。

なお、「支援対象者」の候補となる者が多数いる場合には、保護観察所長が就労意欲が高いと判断した者を優先的に「支援対象者」とすること。

ウ 住居が安定しているか、又は住居を確保する見込みのあること。

エ 支援事業への参加を希望していること。

なお、保護観察所長が安定所長に協力依頼を行う段階では、支援事業への本人の希望状況を各支援メニューごとに確認することまで求められているものではなく、本人が下記8(2)オ①の安定所による職業相談・職業紹介の実施を希望していることの確認で足りるものとし、「支援対象者」に対して実施する支援メニューの具体的内容は、下記4(4)アにより設置された刑務所出所者等就労支援チーム(以下「就労支援チーム」という。)が本人の希望を十分踏まえつつ決定することとなる。

オ 求人者に対する犯罪等の前歴についての情報の開示に同意していること。ただし、未成年者にあつては、本人及び保護者が同意している場合に限ること。

(4) 保護観察対象者等である「準支援対象者」の範囲

保護観察対象者等である「準支援対象者」は、上記(3)に示す保護観察対象者等である「支

援対象者」の要件のうち、ア～エのいずれにも該当するものの、オ（前歴等情報の開示の同意）に該当しない者とする。

なお、「準支援対象者」として支援を開始した後に、前歴の情報開示に係る本人(未成年者にあつては本人及び保護者)の同意が得られれば、「支援対象者」に切り替えて支援を行うことができるものとし、また逆に「支援対象者」を「準支援対象者」に切り替えて支援を行うこともできるものとする。ただし、前歴の情報開示に同意できる者等を、安易に「準支援対象者」とすることのないようにするものとし、保護観察所から就労支援の協力依頼を受ける際には、「準支援対象者」とすることに関する確認及び調整を行うものとする。

(5) (略)

4 支援事業の実施体制

(1)～(3) (略)

(4) 就労支援チームの設置

ア 保護観察所の所在地を管轄する安定所（以下「保護観察所所在地安定所」という。）に、保護観察所の保護観察官並びに保護観察所所在地安定所の責任者及びナビゲーターから構成される就労支援チームを設置する（別添4（刑務所出所者等就労支援チーム設置要領）参照）。

イ 就労支援チームは、支援対象者等との面接等を行い、支援メニューを選定し、支援事業を推進する。

ウ なお、就労支援チームは、「就職活動地」（原則として本人の帰住予定地をいい、本人が就職することを希望する地域を帰住予定地以外の地域でほぼ決めている場合はその地域をいう。）における支援の実務担当者が関与することにより、よりきめ細かな就労支援が可能となると考えられることから、必要に応じ、各個別ケースごとに、安定所側では就職活動地を管轄する安定所（以下「就職活動地安定所」という。）の職員、また更生保護機関側では就職活動地を担当する保護観察官、担当保護司、更生保護法人（更生保護施設）の職員（本人が更生保護施設に入所する場合）に協力を求めるか、あるいはこれらの職員を就労支援チームの構成員として位置づけることにより、それらの職員の就労支援チームへの当初からの積極的な参画を求めるものとする。

(5) 就職活動地安定所における体制整備

保護観察対象者等である「支援対象者」との面接等や支援メニューの選定・実施等については、保護観察所所在地安定所に置かれた就労支援チームが行うが、就労支援チーム所在地安定所が就職活動地安定所でない場合は、就労支援チームから当該就職活動地安定所に対して支援メニューの実施を依頼することになっている（記の8(2)ウ）。

また、保護観察対象者等である「準支援対象者」に対する支援については、保護観察所長から直接就職活動地安定所の長に対して協力依頼が行われることになっている（記の8(2)ア）。

これらのことから、就職活動地安定所となりうる、就労支援チーム所在地安定所以外の全安定所においては、次によって支援事業の実施体制を整備するものとする。

ア 支援メニューの実施担当者の明確化

就職活動地安定所内部で、「担当者制による職業相談・職業紹介」等の支援メニューの実施担当者をあらかじめ明確化しておくものとする。なお、その実施担当者は、必要に応じ就労支援チームの行う支援対象者等との面接の場面に参画するものとされていることに留意する。

イ 更生保護機関の就労支援担当者との連携

就職活動地安定所が、支援対象者等との面接に担当保護観察官、保護司又は更生保護法人の職員の同席が必要と判断する場合等において、当該担当者に対して協力を求めるなど、支援メニューの実施に当たって両者の密接な連携を図るものとする。

特に、「準支援対象者」については、就労支援チームが設けられないため、支援メニューの実施に当たって、担当保護観察官、保護司又は更生保護施設の職員の協力を積極的に求めるものとする。

5 支援期間

支援事業を行う期間（以下「支援期間」という。）は、下記6に該当する場合を除き、次の期間とする。

(1) (略)

(2) 保護観察対象者等である「支援対象者」に対する支援期間

保護観察対象者等である「支援対象者」に対する支援期間は、下記8(2)アの支援事業の協力依頼のあった日から次のアからウまでに掲げる期間のうち最も長い期間とする。ただし、就職後、職場適応・定着についての支援を実施する場合には、就職日から3月後の応当日までの期間とする。

ア 求職の申込みが受理された日から6月後の応当日までの期間

イ 公共職業訓練、求職者支援制度における職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）

又は職場体験講習の終了日から3月後の応当日までの期間

ウ トライアル雇用が終了するまでの期間

(3) 保護観察対象者等である「準支援対象者」に対する支援期間

保護観察対象者等である「準支援対象者」の支援期間は、就労支援の協力依頼のあった日から、次のア及びイに掲げる期間のうちいずれか長い期間とする。

ア 求職の申込みが受理された日、公共職業訓練又は求職者支援訓練の終了日の属する月の翌々月の末日

イ 本人が全国のいずれかの安定所で最後に求職活動を行ったことが記録されてから1ヶ月経過する日の属する月の末日

6 支援期間の延長

(1) 保護観察対象者等の支援期間の延長の要件

ア 支援期間を満了しても就労に至らない保護観察対象者等である「支援対象者」であって、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するなど、安定所が行う支援事業に積極的に取り組んでおり、かつ、支援事業を延長することにより就労の確保が期待できると当該「支援対象者」の支援を実施していた安定所長が判断する者については、その者の希望を聴取した上で、支援期間を延長することとする。

(ア) 職業相談に欠かさず来所するなど、積極的に安定所による支援を受けていたこと。

(イ) トライアル雇用終了後に雇用に移行しなかった理由が、一方的に「支援対象者」に起因するものではないと考えられること。

(ウ) 公共職業訓練又は求職者支援訓練の出席率が高いなど、積極的に職業能力開発に取り組んでいたこと。

(エ) 安定所の提示する求人に積極的に応募していたこと。

イ 支援期間を満了しても就労に至らない保護観察対象者等である「準支援対象者」であって、上記ア(ア)又は(エ)に該当するなど、安定所が行う支援事業に積極的に取り組み、かつ、支援期間の満了前（支援期間の終了月）に引き続きあっせんの継続を申し出た場合であって、支援事業を延長することにより就労の確保が期待できると当該「準支援対象者」の支援を実施していた安定所長が判断する者については、支援期間を延長することとする。

(2) 延長した場合の支援期間

ア 保護観察対象者等である「支援対象者」については、上記5(2)を準用する。この場合において、5(2)ア中「求職の申込みが受理された日」とあるのは「支援期間の延長が決定された日」と読み替えるものとする。

イ 保護観察対象者等である「準支援対象者」については、1ヶ月単位で延長する。

(3) 支援メニューの選定

支援期間を延長した場合、安定所の職員は、支援対象者等の就労についての希望、能力の変化、就職に至らなかった原因等を的確に把握し、引き続き同一の支援メニューを実施することが効果的であると判断する場合を除き、延長前に行った支援メニュー以外の支援メニューを選定する。

7 支援期間の調整

安定所長は、保護観察所長から就労支援の協力依頼があった場合、支援対象者等の保護観察期間又は更生緊急保護期間を確認するとともに、上記5又は6の規定による当該支援対象者等の支援期間の満了日が保護観察期間又は更生緊急保護期間の満了日を超える場合には、当該支援対象者等の保護観察期間又は更生緊急保護期間の満了日まで、当該保護観察所長に対し、支援期間の満了日まで更生緊急保護を適用又はその期間を延長するよう依頼する。ただし、当該支援対象者等の支援期間の満了日まで更生緊急保護を適用又はその期間を延長できない場合には、安定所長は、上記5又は6の規定にかかわらず、当該支援対象者等の保護観察期間又は更生緊急保護期間の満了日を支援期間の満了日とする。

8 支援事業の協力依頼及び内容

支援事業は、支援対象者等の生活環境、本人の希望、能力、適性等を勘案し、責任者が中心となって、以下の要領で行う。

(1) (略)

(2) 保護観察対象者等に対する支援事業の協力依頼及び内容

ア 支援事業の協力依頼

保護観察対象者等に対する就労支援の協力依頼は、保護観察所長から、「支援対象者」の場合は、保護観察所所在地安定所の長に対して、また「準支援対象者」の場合は、就職活動地安定所の長に対して行われる。

当該協力依頼は、保護観察所の職員から、就労支援の協力依頼書及び連絡票が、担当安定所の責任者等に送付されることによって行われることとなるが、具体的な手順は、以下のとおり。

(ア) 保護観察所の職員から、「就労支援協力依頼書」（別添9）、「支援対象者総括票」及び「支援対象者個人票A」からなる連絡票（別添10）が、個人情報を提供することに対する支援対象者等の同意を得た上、担当安定所の責任者等に送付される。

この場合、個人票Aの「就職についての希望欄」は可能な範囲で記入するものとして差し支えなく、また個人票Aの1枚目については求職申込書そのものへの記入に代えることとして差し支えない。

(イ) 保護観察対象者等である「準支援対象者」については、「支援対象者総括票」の刑名刑期（保護処分名）欄及び「支援対象者個人票A」の備考欄に「前歴等非開示希望」と記載する。

(ウ) 上記(ア)の連絡票が送付された後、責任者等は、保護観察所の職員と、電話等を利用して、支援対象者等についての情報交換を行うとともに、連絡票については、「支援対象者」と「準支援対象者」を別々に管理・保管する。

なお、保護観察所長が就労支援の協力依頼を行う安定所長、連絡票の送付時期等については、協議会において事前に確認又は調整する。

イ 「支援対象者」との面接等

就労支援チームは、個別の面接、メニュー選定ケース会議の開催等により、「支援対象者」の生活環境等を把握するとともに、本人の希望、能力、適性等を勘案し、適切な支援メニューを選定することとなるが、具体的には以下のとおり。

就労支援チームは、保護観察所長から安定所長に対し就労支援の協力依頼があった場合、原則として、当該保護観察所所在地安定所において「支援対象者」との面接を実施し、アンケート等も活用して、「支援対象者」の希望、就労意欲等を聴取する。特に、「支援対象者」が、求人者に対する犯罪等の前歴についての情報開示に同意（未成年者にあつては、本人及び保護者が同意）していることを確認する。

なお、就労支援チームが支援対象者等に対して面接等を行うに当たっては、特に初回面接における対応が重要であることを認識し、本人に対して支援事業のメリットを十分に理解させた上で、支援を受けて就職活動を積極的に行うことができるよう就労意欲の喚起に努める。

面接の結果、責任者が上記3(3)の要件を満たさないと判断する者については、保護観察官と協議の上、支援事業の対象としないことができる。

就労支援チームは、面接終了後、メニュー選定ケース会議を開催し、下記オ①の支援メニューについては、原則として、全ての「支援対象者」に対して選定し、②から⑨までの支援メニューについては、その中から「支援対象者」にふさわしいものを選定する。

支援メニューの選定に当たっては、責任者の意見を尊重し、選定した支援メニューについては、「支援対象者個人票B」（別添8の別紙）に記載するとともに、支援開始後においては、支援を行う安定所の職員は、随時、就労支援チームの構成員である保護観察官と協議し、支援メニューの追加等の見直しを行う。

ウ 支援対象者等への連絡

当該支援対象者に対する支援メニューを決定した場合、支援対象者等との面接を実施した責任者は、当該支援メニューを実際に行う安定所に対し、支援対象者等名、支援メニューその他必要事項を連絡した後、支援対象者等に対し、当該安定所に来所すべき日時を知らせるとともに、その旨を当該安定所に連絡する。ただし、支援メニューの選定をした就労支援チームが設置されている安定所と支援を行う安定所が同一の場合は、この限りでない。

エ 求職の受理

支援メニューを行う安定所の担当者は、支援対象者等が来所して求職の申込みをしたときは、これを受理する。

オ 「支援対象者」に対する支援の方法及び内容

① 担当者制による職業相談・職業紹介

原則として、すべての「支援対象者」に対し、安定所の専門援助部門において担当者制による職業相談・職業紹介を実施する。

具体的には、安定所の職員は、当該「支援対象者」の希望を十分に聴取して早期就職のための計画を策定した後、予約制などを活用して支援のための時間を十分確保した上で、必要に応じ、保護観察官、担当保護司、更生保護法人の職員等と連携しつつ、下記 i から xv までの事項を中心として、「支援対象者」ごとに、求人開拓から就職に至る一貫した就職支援をきめ細かく実施する。求人情報の提供については、保護観察官、担当保護司及び下記(3)の特例の適用を受ける更生保護法人の職員からの求めに応じ、それぞれの担当の安定所がそれらの担当者を通じて、本人の希望条件に適合した求人情報の提供を行うことも可能とする。

また、紹介する求人については、「支援対象者」の希望、能力、適性等を考慮し、常用雇用のみではなく、パート雇用も含め自立することができる職業を幅広く選定する。

i 支援事業の説明

ii 管内の求人状況及び雇用情勢の説明

iii 個人票に基づく「支援対象者」の状況の再確認

iv 安定所の活用方法の説明

v 求職活動に当たっての心構えの確立や不安の解消

・ 労働の意義の理解

・ 自己の能力の把握

vi 就職にかかる希望・ニーズ（業種、雇用形態、就労時期等）の詳細な把握

vii 受講すべきセミナー等の選定

viii これまでのキャリアの棚卸しの支援

ix 履歴書・職務経歴書の作成指導

x 「支援対象者」のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定の支援

x i 応募先企業に関する情報の収集方法の教示

x ii 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削

x iii 特定の求人に応募するための面接シミュレーション

x iv 応募が不調に終わった場合の理由の特定と今後の対応の検討

xv 「支援対象者」に対する下記⑧の身元保証システムの活用及び事業主に対する当該制度の説明による採用等への不安の軽減

② 職場体験講習の実施

就職に不安を有する「支援対象者」のうち、実際の職場環境や業務を体験させ、就労への適応を図ることにより、就職に結びつく可能性の高い者に対しては、職場体験講習の受講を推薦し、その活用を図る。職場体験講習の受講推薦に当たっては、平成18年3月31日付け職発第0331039号「刑務所出所者等就労支援事業（委託事業）の実施について」別添1「刑務所出所者等就労支援事業に係る職場体験講習実施要領」による。

なお、「支援対象者」の中には、就労経験に乏しい者が多いと見込まれることから、職場体験講習中も、安定所の職員又はナビゲーターは、保護観察官又は担当保護司と連携して、職場体験講習受入事業所を訪問するなど、職場の理解促進、不安の除去について配慮する。

③ トライアル雇用の実施

直ちに常用雇用による就職は困難であり、その職業経験、技術、知識等から判断して、就職の実現には一定期間のトライアル雇用を経ることが適当である「支援対象者」に対しては、トライアル雇用を実施する。トライアル雇用の実施に当たっては、トライアル雇用事業実施要領による。

なお、「支援対象者」は就労経験が少ない者が多いと見込まれることから、トライアル雇用期間中も、安定所の職員又はナビゲーターは、保護観察官又は担当保護司と連携して、「支援対象者」又は雇用主に対して電話等による定期的な連絡を行うことでトライアル雇用の状況を把握し、必要に応じ、「支援対象者」又は雇用主から相談を受けたり、「支援対象者」に助言するなどの支援を行う。

④ セミナー及び事業所見学会の実施

求職活動の経験、就労経験が乏しい「支援対象者」に対しては、就職活動のノウハウの習得や事業所の実態に係る理解の促進を図ることを目的として、求職活動を支援するセミナー又は事業所見学会を実施する。セミナー及び事業所見学会の実施に当たっては、平成18年3月31日付け職発第0331039号「刑務所出所者等就労支援事業（委託事業）の実施について」別添3「刑務所出所者等就労支援事業に係るセミナー及び事業所見学会実施要領」による。

⑤ 公共職業訓練の受講あっせん

就労を実現するためには、職業能力が不足し能力開発が必要と判断される「支援対象者」に対しては、求職活動期間のなるべく早期に受講のあっせんを行うよう努める。公共職業訓練の受講指示及び受講推薦並びに支援指示の手続きは、「職業訓練受講指示要領」及び「職業訓練受講推薦要領」並びに「求職者支援制度業務取扱要領」によることとし、また、公共職業訓練の受講を修了予定又は修了した「支援対象者」の職業相談・職業紹介は、「職業訓練修了者等職業紹介業務取扱要領」による。

なお、受講あっせんに当たっては、求職者の意思を尊重しつつ、求職者の適性、能力及び職業経験、各訓練コースの内容及び水準、地域の労働力需要等を総合的に勘案し、当該求職者にとって就職に結びつく可能性の高いコースを選択する。

また、公共職業訓練コースに関しては都道府県職業能力開発主管部局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（都道府県センター）と十分連携して情報を収集するとともに、キャリア・コンサルティング（求職者がその適性、能力、職業経験等に応じて自ら職業設計を行い、そのために必要となる職業能力を行うことができるよう、具体的な職業訓練等に関して行う相談）を実施する。

⑥ 求職者支援訓練の活用

「支援対象者」のうち、就労に必要な基本的な知識・能力が十分でないなど、その職業能力の開発が必要であると認められる者に対しては、求職活動期間のできるだけ早い段階で求職者支援訓練の受講も視野に入れたキャリア・コンサルティングを実施し、労働の意思・能力等、求職者支援制度の対象者（特定求職者）の要件を満たす者に対しては、希望することとなった職業訓練コースを選定できるよう援助する。

求職者支援訓練の実施に当たっては、平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発

0901第5号「求職者支援制度の実施について」による。

なお、希望する職業訓練コースの選定に当たっては、求職者支援制度担当者と十分に協議を行い、受講者の適性、就労状況及び職業能力等を把握するなど、支援対象者が常用雇用に移行できるよう配慮した勧奨を行う。

⑦ 職業転換給付金制度の活用

安定所は、「支援対象者」の生活の安定を図りつつ再就職を促進するために必要であると判断する場合には、雇用対策法第18条に基づき支給される職業転換給付金を活用して就職を支援する。職業転換給付金の手続きは、「就職促進手当支給要領」、「訓練手当支給要領」、「広域求職活動費支給要領」、「移転費支給要領」及び「職場適応訓練実施要領」による。

⑧ 身元保証システムの活用

安定所は、「支援対象者」の就職あっせんに当たって、身元保証システムを活用することにより就労時のトラブルなどの雇用主の不安を解消し就労が促進されると判断する場合には、「支援対象者」に対して身元保証システムを活用するよう説明し、併せて、安定所の所在地を管轄する保護観察所に連絡する。身元保証システムの実施手続きについては、別途法務省が定める実施要領による。

⑨ 職場適応・定着支援

安定所の職員又はナビゲーターは、就職した「支援対象者」のうち、長期間就労経験がない者、就労経験が乏しい者その他の職場への適応・定着が困難な者に対し、早期に職場に適応・定着することができるように、「支援対象者」又は雇用主に対して、電話等による定期的な連絡を行うことで、職場への適応・定着状況を把握し、必要に応じ、保護観察官又は担当保護司と連携しつつ、「支援対象者」又は雇用主から相談を受けたり、「支援対象者」に助言するなどの支援を行う。

また、支援期間終了後であっても、当該雇用者又は事業主から職場適応・定着等について相談等があった場合には、積極的に対応する。

なお、職場適応・定着支援を行う場合には、「支援対象者」のプライバシーの保護に特に配慮する。

カ 準支援対象者に対する支援の方法及び内容

「準支援対象者」に対する支援については、上記オ①の担当者制による職業相談・職業紹介、④のセミナー及び事業所見学会の実施、⑤の公共職業訓練の受講あっせん、⑥の求職者支援訓練の活用及び⑦の職業転換給付金制度の活用とする。この場合において、「支援対象者」とあるのは「準支援対象者」と読み替えるものとする。

なお、上記オ①xvについて、「準支援対象者」に対しては身元保証システムが活用できないことに留意し、また、上記オ④のセミナー及び事業所見学会の実施については、セミナー講師や事業所見学会に係る事業主が、参加者の氏名等個人情報の提供を求めない場合に限るものとする。

キ 協力雇用主を対象とした求人開拓等

責任者又はナビゲーターは、更生保護機関及び矯正施設と連携しつつ、協力雇用主を対象として、求人（トライアル雇用の求人を含む。）及び職場体験講習実施事業所等の開拓を行う。なお、このことは、支援対象者等に対する職業紹介先は、協力雇用主のうち安定所に求人申し込みをしたものが中心となるものの、それに限定されるという趣旨ではないことに留意する。

協力雇用主の名簿については、「協力雇用主名簿」（別添11）により、安定所の所在地を管轄する保護観察所から提供を受けるものとする。

ク 安定所による支援事業以外の支援

安定所は、上記オ及びカのほか、助成金制度の利用、就職面接会への参加、就職支援セミナーの受講等、支援対象者等及び事業主が利用可能な就職支援の方法がある場合には、これらについても活用する。

ケ 安定所の職員から保護観察所の職員への連絡等

支援対象者等に対する支援事業を終了する場合又は支援対象者等の支援メニューの取組状況に問題が生じた場合には、安定所の職員は保護観察所の職員に連絡し、「就労支援終了報告書」（別添８）により、支援事業の終了の報告を行い、又は問題の協議及び解決を図るものとする。

また、支援対象者等の応募が不調に終わった場合には、その原因を分析し、必要に応じ、支援メニューを見直すなど、適切なフォローアップを行う。

(3) (略)

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-イ-③ 支援対象者等が来所していない場合の対応について実施要領に明示されていないことから、その状況等を安定所が保護観察所に連絡しておらず、保護観察所が支援対象者等に対し必要な指導等を行うこともなく、来所しないまま就労支援が終了している例

調査対象機関名	内 容
札幌保護観察所、札幌公共職業安定所	<p>札幌公共職業安定所では、支援対象者等に対する就労支援の開始に当たり、就労支援チームによる面接を行い、支援対象者等に希望する職種等が決まっていな い場合は、決まり次第、連絡等をするよう指示している。</p> <p>しかし、平成 23 年度及び 24 年度には、次のとおり、支援対象者等からその後の連絡等がなく、札幌公共職業安定所が就労支援を行っていないものがみられた。</p> <p>① 札幌公共職業安定所では、平成 24 年 2 月 28 日の就労支援チームによる面接の際、支援対象者 A は、希望する職種等が決まっていなかったため、決まり次第、連絡等するよう指示をしたが、その後連絡等がなく、一度も求人情報を提供せずに、保護観察期間の満了とともに就労支援が終了していた。</p> <p>② 札幌公共職業安定所では、平成 24 年 1 月 11 日の就労支援チームによる面接の際、支援対象者 B は、就労経験に乏しく職歴が判然としない状況であったため、まず、履歴書を作成し、提出するよう指示をしたが、その後連絡等がなく、保護観察期間の満了とともに就労支援が終了していた。</p> <p>③ 札幌公共職業安定所では、平成 23 年 12 月 20 日の就労支援チームによる面接の際、支援対象者 C が転職を希望したため、希望する職種等に応じた求人情報を提供したが、その後転職の相談の連絡等がなく、就労支援を行っていなかった。</p> <p>なお、当該支援対象者は、保護観察期間中の平成 24 年 4 月 30 日に、再犯により身柄拘束となっており、就労支援が終了していた。</p> <p>また、札幌保護観察所では、札幌公共職業安定所から上記の状況について連絡がないため、これら支援対象者に対して、必要な指導等が行われていなかった。</p> <p>このような状況について、札幌公共職業安定所では、支援対象者等から連絡等がない場合の対処方法については、札幌保護観察所との間で取決めはないため、個別の事案に応じて対応しているとしているが、就労支援は飽くまでも本人の意思に基づいて行われるものであるため、安定所から支援対象者等に対し連絡等を強く指導することはできないとしている。</p>
山形保護観察所、山形公共職業安定所	<p>山形公共職業安定所は、支援対象者 D の就職活動予定地を管轄する鶴岡公共職業安定所に対しても協力を要請しつつ、平成 24 年 6 月 28 日から就労支援を開始したが、同安定所の求職管理情報等には、就労支援の開始日以降、当該支援対象者が来所した記録はなく（注）、同日以降に就労支援を行っていなかった。</p> <p>また、山形公共職業安定所は、当該支援対象者が来所していない状況を山形保護観察所に対して連絡していなかった。</p> <p>このため、山形保護観察所は、当該支援対象者が安定所に来所していない状況を把握しておらず、安定所へ出向くことなど必要な指導等を行っていなかった。</p> <p>このように、当該支援対象者は、希望していた昼間勤務の就労先を確保できずに、夜間勤務のアルバイトのまま保護観察期間の満了とともに就労支援が終了した。</p> <p>（注）安定所では、支援対象者等が窓口を利用し、担当職員による職業相談等を受けた場合に求職管理情報に就職活動状況が記録される。このため、例えば、支援対象者等が窓口には来所せず、安定所内に設置されている求人情報検索端末を稼働して求人情報を閲覧するだけでは求職管理情報には記録されない。</p>

<p>広島保護観察所、広島公共職業安定所</p>	<p>広島公共職業安定所は、平成 23 年 2 月 10 日から支援対象者 E に対する就労支援を開始したが、広島公共職業安定所の求職管理情報等には、当該支援対象者が同年 3 月 3 日に職業相談を行った以降に窓口に来所した記録はなく、同日以降に就労支援を行っていないかった。</p> <p>また、広島公共職業安定所は、当該支援対象者が来所していない状況を広島保護観察所に対して連絡していなかった。</p> <p>一方、当該支援対象者は、平成 23 年 3 月 3 日以降、広島公共職業安定所に来所していない状況であるものの、入所していた更生保護施設や広島保護観察所に対し、同日以降も広島公共職業安定所の就職支援ナビゲーター（注）の助言の下、就職活動をしている等虚偽の報告をしていた。</p> <p>（注）就職支援ナビゲーターとは、実施要領に基づき、刑務所出所者等に対する就労支援を行うため、安定所に配置された非常勤職員である。</p> <p>このため、更生保護施設では、当該支援対象者が広島公共職業安定所の就職支援ナビゲーターを訪問し就職活動を行っているものと誤認しており、また、平成 23 年 4 月 27 日、当該支援対象者との定期面談のため更生保護施設を訪問した広島保護観察所でも、同様に就職活動を行っているものと誤認していた。</p> <p>この結果、広島保護観察所から当該支援対象者に対し、安定所へ出向くなど必要な指導等は行われず、保護観察期間の満了とともに就労支援が終了し、当該支援対象者は、無職の状態が続き、生活保護を受給するに至っている。</p>
<p>高松保護観察所、高松公共職業安定所</p>	<p>高松保護観察所は、平成 22 年 8 月 23 日から支援対象者 F に対する就労支援を開始したが、高松公共職業安定所の求職管理情報等には、当該支援対象者が同年 11 月 30 日に職業相談・職業紹介（結果は不採用）を行った以降に来所した記録はなく、同日以降に就労支援を行っていないかった。</p> <p>また、高松公共職業安定所は、当該支援対象者が来所していない状況を高松保護観察所に対して連絡していなかった。</p> <p>このため、高松保護観察所は、当該支援対象者が安定所に来所していない状況を把握しておらず、安定所へ出向くことなど必要な指導等を行っていないかった。</p> <p>このように、当該支援対象者は、無職の状態のまま更生緊急保護期間の満了とともに就労支援が終了した。</p>
<p>福岡保護観察所、福岡中央公共職業安定所</p>	<p>福岡中央公共職業安定所は、平成 24 年 4 月 19 日から支援対象者 G に対する就労支援を開始したが、福岡中央公共職業安定所の求職管理情報等には、同年 4 月 17 日（注）に職業紹介（結果は不採用）を行った以降に来所した記録はなく、その後当該支援対象者と連絡がつかないこと等から、同日以降に就労支援を行っていないかった。</p> <p>（注）当該支援対象者は、福岡保護観察所から福岡中央公共職業安定所に対し正式な就労支援の協力依頼を行う前に、福岡中央公共職業安定所に来所し、トライアル雇用を活用した職業紹介を受けている。</p> <p>また、福岡中央公共職業安定所は、当該支援対象者が来所していない状況を福岡保護観察所に対して連絡していなかった。</p> <p>このため、福岡保護観察所は、当該支援対象者が自己開拓により平成 24 年 5 月から、内装工の見習いとして就職したことを把握しているが、同年 9 月の退職以降、当該支援対象者が安定所に来所していない状況を把握しておらず、安定所へ出向くことなど必要な指導等を行っていないかった。</p> <p>このように、当該支援対象者は、無職の状態のまま保護観察期間の満了とともに就労支援が終了した。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-④ 保護観察所と安定所が連携して、支援対象者等に安定所への来所を促す独自の取組を行っている例

調査対象機関名	内 容
津保護観察所、津公共職業安定所	<p>津保護観察所では、就職活動を行うことや仕事をするなど就労に関する特別遵守事項が課された保護観察対象者に対して、どのようにして就職活動を積極的に行わせるかが課題となっていた。</p> <p>このため、津保護観察所は、三重労働局の協力を得て、津公共職業安定所等との間で、平成 23 年 8 月から、保護観察対象者等である支援対象者等に対する「職業相談確認票」による取組を独自に開始している。</p> <p>本取組では、まず、支援対象者等は、安定所を訪問した際に確認票を窓口へ提出する。次に、安定所は、当該支援対象者等に行った就労支援の内容等を確認票に記入し、本人へ返却する。その後、支援対象者等は担当保護司との面談の際に確認票を提出し、就職活動状況の確認を受けるものである。</p> <p>津保護観察所では、本取組により、支援対象者等が、担当保護司から安定所への来所状況の確認を受けることは、就職活動の動機付けの効果があると分析している。</p> <p>また、津公共職業安定所においても、本取組により、支援対象者等の自覚の向上につながったとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-⑤ 就労意欲の高い支援対象者等に対して、保護観察期間が満了することから、保護観察所が更生緊急保護を適用し保護を継続したが、その旨を安定所に連絡する仕組みがないため、連絡しておらず、また、安定所が保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていないことから、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満了とともに終了している例

調査対象機関名	内 容
山口保護観察所、山口公共職業安定所	<p>支援対象者Hは、支援期間が平成 24 年 1 月 26 日から同年 7 月 26 日までの 6 か月であったが、保護観察期間満了日である同年 5 月 14 日までの約 4 か月で就労支援が終了していた。この間、山口公共職業安定所の職業紹介により、同年 1 月下旬には、一時期、事業所に臨時採用されたものの、それ以降は、6 社の採用面接を受けたが不採用となっている。</p> <p>山口保護観察所は、当該支援対象者について、保護観察期間満了時に自己資金が不足し自立が困難であったことから、本人の希望を踏まえ、平成 24 年 5 月 15 日に更生緊急保護を適用し、同日は入所していた更生保護施設に、翌日からは他市の自立準備ホーム（注）に保護を委託した。</p> <p>（注）保護観察所は、「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」（平成 23 年 3 月 31 日付け法務省保更第 140 号法務省保護局長通達）に基づき、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託しており、この宿泊場所が「自立準備ホーム」と称されている。</p> <p>しかし、山口保護観察所は、当該支援対象者を他市の自立準備ホームに転居させたこともあって、その旨を山口公共職業安定所に連絡していなかったことから、同安定所では、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満</p>

	<p>了とともに終了していた。また、当該支援対象者の支援期間は、保護観察期間満了日後に約2か月残ることとなるものの、山口公共職業安定所は山口保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていなかった。</p> <p>当該支援対象者は、約4か月の支援期間中に山口公共職業安定所の提示する求人に積極的に応募するなど就労意欲が高いとみられ、継続的な就労支援を行う必要があったと考えられる。</p> <p>その後、当該支援対象者は、就労支援を受けずに、入所している自立準備ホームの近隣の公共職業安定所に出向くなど独自に就職活動を継続したが、定職に就くことはできずに、更生緊急保護期間が満了した。</p>
<p>福岡保護観察所、福岡中央公共職業安定所</p>	<p>支援対象者Iは、支援期間が平成24年12月20日から25年6月20日までの6か月であったが、保護観察期間満了日である24年12月28日までの約1週間で就労支援が終了していた。この間、福岡中央公共職業安定所の職業紹介により、1社の採用面接を受けたが不採用となっている。</p> <p>福岡保護観察所では、当該支援対象者は、保護観察期間満了時に自己資金が不足し自立が困難であったことから、本人の希望を踏まえ、平成24年12月29日に更生緊急保護を適用し、入所していた更生保護施設に引き続き保護を委託した。</p> <p>しかし、福岡保護観察所は、その旨を福岡中央公共職業安定所に連絡していなかったことから、同安定所では、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満了とともに終了していた。また、当該支援対象者の支援期間は、保護観察期間満了日後に約5か月残ることとなるものの、福岡中央公共職業安定所は福岡保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていなかった。</p> <p>その後、当該支援対象者は、就労支援を受けずに、福岡中央公共職業安定所で求人情報を閲覧し、独自に就職活動を続け、平成25年1月23日には、自己開拓した事業所に就労した。</p> <p>福岡保護観察所は、当該支援対象者は、自己開拓を希望していたが、継続的な就労支援を行うために、更生緊急保護を適用したことを福岡中央公共職業安定所に連絡する必要があったとしている。</p>
<p>大分保護観察所、大分公共職業安定所</p>	<p>支援対象者Jは、支援期間が平成22年6月23日から同年12月23日までの6か月であったが、保護観察期間満了日である同年7月15日までの約1か月間で就労支援が終了していた。この間、大分公共職業安定所の職業紹介により、3社の採用面接を受けたが不採用となっている。</p> <p>大分保護観察所では、当該支援対象者は、保護観察期間満了時に自己資金が不足し自立が困難であったことから、本人の希望を踏まえ、平成22年7月16日に更生緊急保護を適用し、入所していた更生保護施設に引き続き保護を委託した。</p> <p>しかし、大分保護観察所は、その旨を大分公共職業安定所に連絡していなかったことから、同安定所では、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満了とともに終了していた。また、当該支援対象者の支援期間は、保護観察期間満了日後に約5か月残ることとなるものの、大分公共職業安定所は大分保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていなかった。</p> <p>当該支援対象者は、約1か月の支援期間中に大分公共職業安定所の提示する求人に積極的に応募するなど就労意欲が高いとみられ、継続的な就労支援を行う必要があったと考えられる。</p> <p>その後、当該支援対象者は、結果的に更生保護施設の紹介により就労したが、大分保護観察所と大分公共職業安定所が適切に連携することで、より効果的な就労支援を行うことができたと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-⑥ 保護観察所が安定所に、支援対象者等が自己開拓等により既に就労先を確保した旨を連絡していなかったため、安定所が必要のない求人情報を支援対象者等へ送付し続けている例

調査対象機関名	内 容
札幌保護観察所、札幌公共職業安定所	<p>札幌保護観察所は、保護観察対象者Kを就労支援事業の支援対象者に選定し、平成 24 年 6 月 8 日、札幌公共職業安定所に対し支援協力を依頼した（事業終了は同年 11 月 5 日）。これを受け、札幌公共職業安定所は、当該支援対象者に対し平成 24 年 6 月 14 日に面接を実施し、その後、同年 6 月 27 日から本人宛てに求人情報の送付を開始した。</p> <p>その後、当該支援対象者は、送付を受けた求人情報とは別途、独自の就職活動により就労先を自己開拓し、平成 24 年 8 月、以前勤務していた職場に就職が決定した。</p> <p>しかし、札幌保護観察所は、当該支援対象者が既に就労先を確保したことを札幌公共職業安定所に連絡していなかった。このため、札幌公共職業安定所では、当該支援対象者が就職したことを知らないまま、当該支援対象者の就職後も、就労支援事業終了間際の同年 10 月 29 日まで、本人宛てに必要なない求人情報の送付を続けていた。</p> <p>このように、札幌保護観察所と札幌公共職業安定所との間の連絡が不十分なために、本来必要なない業務が行われている状況がみられた。</p>

(注) 当省の調査結果による。